

米国：これまで非農産品・分野別交渉について過大な要求。最近、柔軟提案を拒否せず。問われる交渉従事への移行。



財団法人日本農業研究所
客員研究員

服部信司

前号において、4月以降アメリカが“市場開放の目標水準を引き上げる（途上国が追加譲許をする）こと”を主張していることに鑑み、市場開放についての議長提案の内容とそれについてのアメリカの主張を検討した。今回は、今次交渉において農業と並ぶ重要分野である途上国の非農産品（鉱工業製品）の関税引き下げ、そこでの分野別交渉についての議長提案とアメリカの主張を、まず見ていくことにする。

1. 議長提案：非農産品の関税引き下げに関する内容

議長提案第四次改訂版（2008年12月）は、途上国の非農産品（鉱工業製品）の関税引き下げについて、途上国の関税上限を20%、22%、25%とする三つの場合を設定している。

- ①関税上限を20%とする場合には、品目総数の6.5%を関税削減ゼロとするか、あるいは、同14%を一般方式の削減率の半分とし得る。
- ②関税上限を22%とする場合には、品目総数の5%を関税削減ゼロとするか、同10%を一般方式の削減率の半分とし得る。
- ③関税上限を25%とする場合には、柔軟

性は設けない。

こうした内容は、すでに、2008年7月のジュネーブにおける閣僚会合（一時、妥結寸前までいったといわれる）において提起されていたが、この内容について特段の意見が出されたという報道はなかったから、これについては、アメリカを含めた事実上の合意があったとっていい。

しかしアメリカは、こうした途上国の非農産品の関税引き下げについての一般方式とは別に、途上国の鉱工業製品の関税引き下げを実質的に進めるために化学、エレクトロニクス、産業機械など（アメリカの産業界などが関心を持つ分野）の分野別交渉に途上国は応じる必要があるとしてきた。

2. 非農産品における分野別交渉問題についての議長提案

議長提案第四次改訂版は、次のような内容を提起している。

- ①セクター別交渉への参加は、非義務的（ボランタリー）である。
- ②しかし、重要な国々の大部分が参加することは、非農産品交渉の全体的結果をバランスの取れたものにするために役立つ。

- ③モダリティー（関税・国内支持などの削減方式・削減率）の合意時において、リストに名前を入れた国々はセクター別交渉の条件についての交渉に参加することを表明する。

さらに議長提案は「議長テキストは、交渉への参加がボランティアな性格であることを強調するが、他国の参加の関与を求め国もある」と説明し、その上で、「セクター別交渉の非義務的性格を変えることなく、交渉への参加の関与をどのように定義するかについて、コンセンサスはない」とした。

議長提案においても、分野別交渉への参加はあくまでもボランティアとする途上国と、有力途上国に参加を義務付けようとするアメリカとの間の溝は埋めようがなかったのである。

3. 日本が非公式に柔軟案を提起

最近、この問題でアメリカと同じサイドに立つ日本（経済産業省）・EUなどから、柔軟な提案が非公式に出されたと報じられている。

日本のエレクトロニクスについての非公式提案は、以下のごとくである。

- ①問題の少ない製品については関税を撤廃する。
- ②よりセンシティブな製品については低水準の関税に引き下げる。すなわち、その分野の5%の品目を、関税5%以下にする。これについて、途上国は例外措置を設けない。
- ③第三のカテゴリーとして、関税を撤廃するが、途上国は例外措置を設け得る分野を設定する。

また、“分野の中の、特別のサブ領域についてだけ、関税を撤廃－削減する”という提案も日本以外から提起されているという。

これまでのアメリカの提案が当該分野の全製品について関税撤廃を図ることを前提としていたのに対し、いずれの提案も、“異なる製品について異なる関税削減率を認める”という点において柔軟性がある。これらは、従来のアメリカの提案が途上国にとって厳し過ぎる要求であったことを踏まえた上での提案といっている。

まさに、ここに、アメリカの考えるように市場開放の目標水準を上げて、それが多くの国の支持を得ていなければ、現実的な目標水準に戻る以外にないことが、事実をもって示されているといえよう。

4. 有力途上国：アメリカが交渉に従事することが先決とする

以上の提案について、アメリカとインドの協議において議論が行われ、アメリカは柔軟性を示したと報じられている。

しかし、こうした日本等からの非公式提案を含む分野別交渉について、中国、ブラジル、インド等の有力途上国はいずれも、“分野別交渉はボランティアであり、それに加わるつもりはない”というこれまでの立場を変えていない。

その理由は、「アメリカが（2国間協議だけを行って）正式の交渉に携わっていない」からだという。“仮に、どれかの分野の分野別交渉に入るといえば、さらにその他の分野についても参加を要求されることになりかねないから”ともいわれる。

アメリカが、非農産品・分野別交渉についての新しい提案について柔軟な態度を示したことは一歩前進であるが、それが真の一歩前進となるには、“議長提案を基礎にした交渉に応ずる”という交渉姿勢の基本的転換がアメリカに問われているのである。

(2010年9月12日)